



©宮城県・旭プロダクション

第7号  
令和2年  
10月号

# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

## 事例から学ぶ安全運転 テーマ「踏切の前では、必ず一時停止を！」

### 【概要】

踏切が設けられている道路で、踏切の前で一時停止せずに、前の車に続いて漫然と踏切内に進入したところ、突然、警報機が鳴り始めて踏切内で一時立ち往生したものだ。

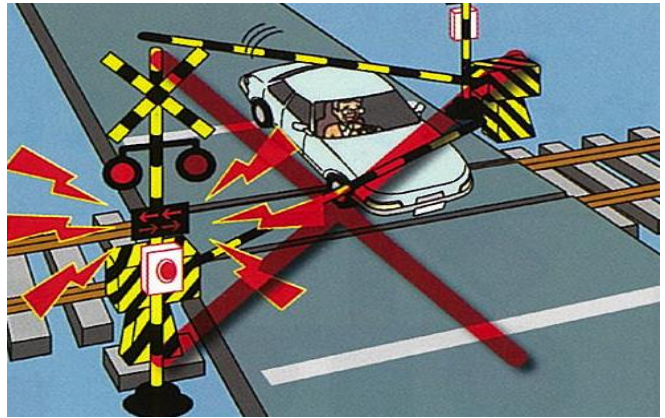
### ドライバー語録

「前の車が進んだので、私も踏切を渡り切れるだろうと思っていました。」

「電車も来ないだろうと思い、つい、踏切の手前でも止まらず左右を見ただけで漫然と…。」

「まさか、前の車が渋滞で先詰まりして踏切内で止まってしまうことになるなんて…。」

「警報機が鳴り始めて、たまたま前の車が進んだからよかったけれども…。」



## 踏切を渡る前に、安全確認と自車スペースの有無を確認！

皆さん、踏切を渡る前に一時停止を行い、左右の安全を確かめていると思いますが、踏切を渡った先の道路状況なども含めて安全を確認してから渡っていますか？

特に、朝夕などの交通量が多い時間帯では、各所で交通渋滞が発生するため、単に前の車が進んだのに合わせて一時停止もせず、左右を見ただけで漫然と踏切内に進入してしまうと、前の車が先詰まりして、踏切内で立ち往生してしまうこともあります。

踏切では、確実に一時停止を行い、窓を開けて左右だけでなく前方の道路状況についても確認しましょう。



## 警報音が鳴りはじめたら、踏切内に進入できません。

運転中に踏切を渡る手前で、警報音が鳴りはじめたら、無理な横断は止めて、絶対に踏切内に進入しないでください。

踏切の手前で一時停止せずに踏切を渡る行為や、警報音が鳴りはじめてから踏切内に進入する行為は道路交通法違反の対象となります。

万が一、踏切内で車が動かなくなり、立ち往生してしまった場合は、慌てずに踏切内から出て、警報機の「非常ボタン」を押しましょう。

「非常ボタン」が無い場合には、安全を確保した上で、発煙筒などで列車に知らせましょう。



# 夕暮れ時の交通事故を防止するために！

## ～ 夕暮れ時の交通事故防止運動 ～

### ◎運動の期間

令和2年10月1日（木）から令和3年1月31日（日）まで

#### ★運動の重点★

- 早めのライト点灯の推進
- ライトは上向きが基本の周知徹底
- 反射材やLEDライトの活用促進
- 高齢者の交通事故防止

#### ★ドライバーの皆さんへ

- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。
- 夜間走行する時は、上向きライトが原則です。対向車の有無等、状況に応じてこまめにライトを切り替えましょう。
- 運転席から見て右から左へ横断する歩行者に注意しましょう。

#### ★自転車利用者の皆さんへ

- 早めにライトを点灯し、反射材等を有効に活用しましょう。
- 歩道通行可の歩道上では、車道寄りを徐行し、「歩行者の通行を妨げる時は一時停止」をしましょう。

#### ★歩行者の皆さんへ

- 横断歩道や信号機等を利用した正しい横断をしましょう。
- 道路横断時、特に横断後半の安全確認を確実に行いましょう。
- 白色など明るい目立つ色の服装と反射材やLEDライト等を、上手に活用しましょう。

### ☆ラ・ラ・ラ運動☆

ライトオン（早めのライト点灯）、ライトアップ（目立つ装備・服装）、ライトケアフル（右側注意）

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。  
交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）  
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日